

「久万高原町立地適正化計画」における届出制度について



立地適正化計画は、都市全体の観点から、居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実に関する包括的なマスタープランとなるものです。「久万高原町立地適正化計画」の策定に伴い、一定の条件に該当する開発行為や建築等行為、誘導施設の廃止・休止については、事前に町への届出が必要になります。

立地適正化計画について

「久万高原町立地適正化計画」では、久万都市計画区域内に

- 『居住誘導区域』
- 『都市機能誘導区域』
- 『誘導施設』

を設定しました。

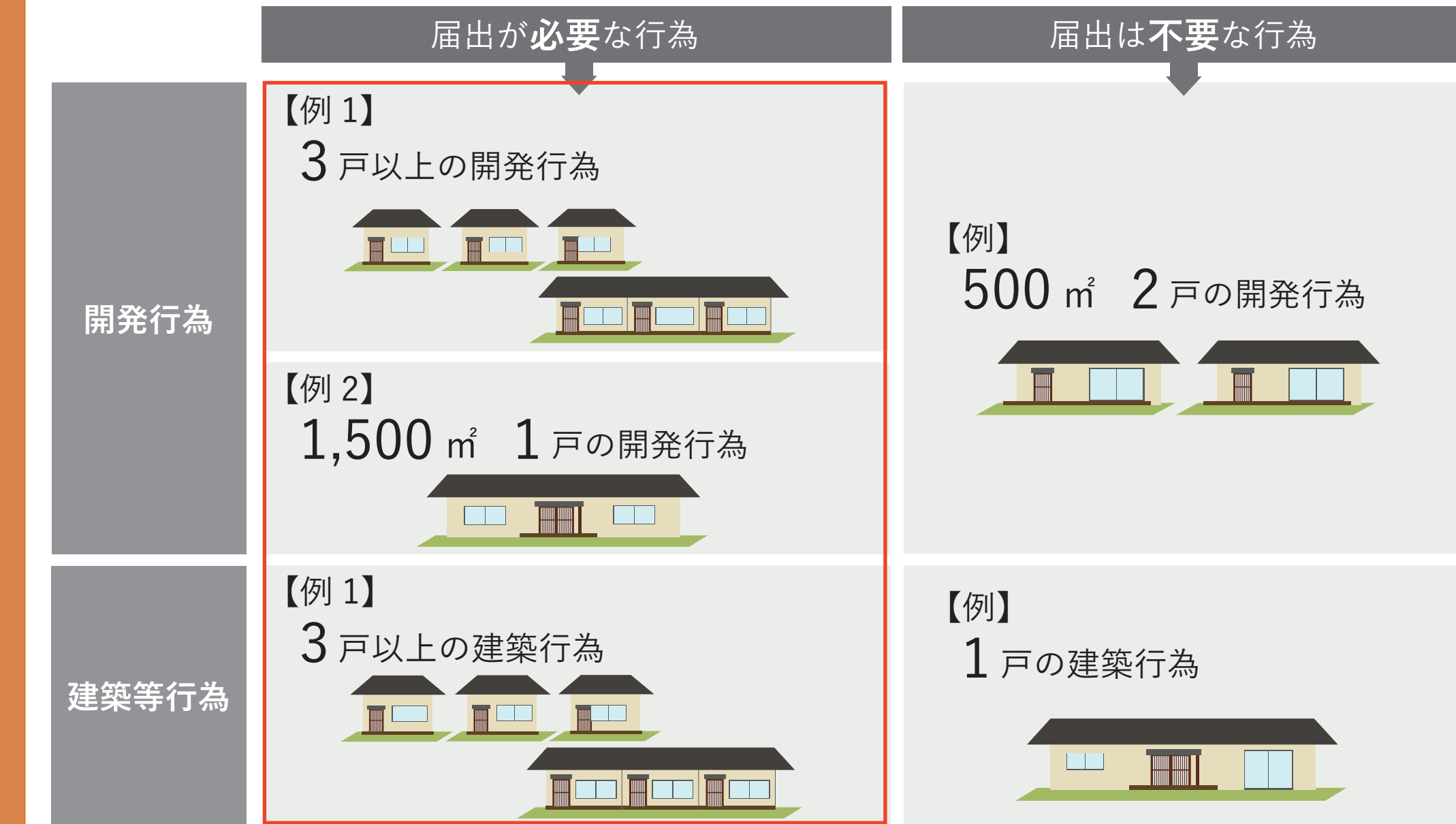
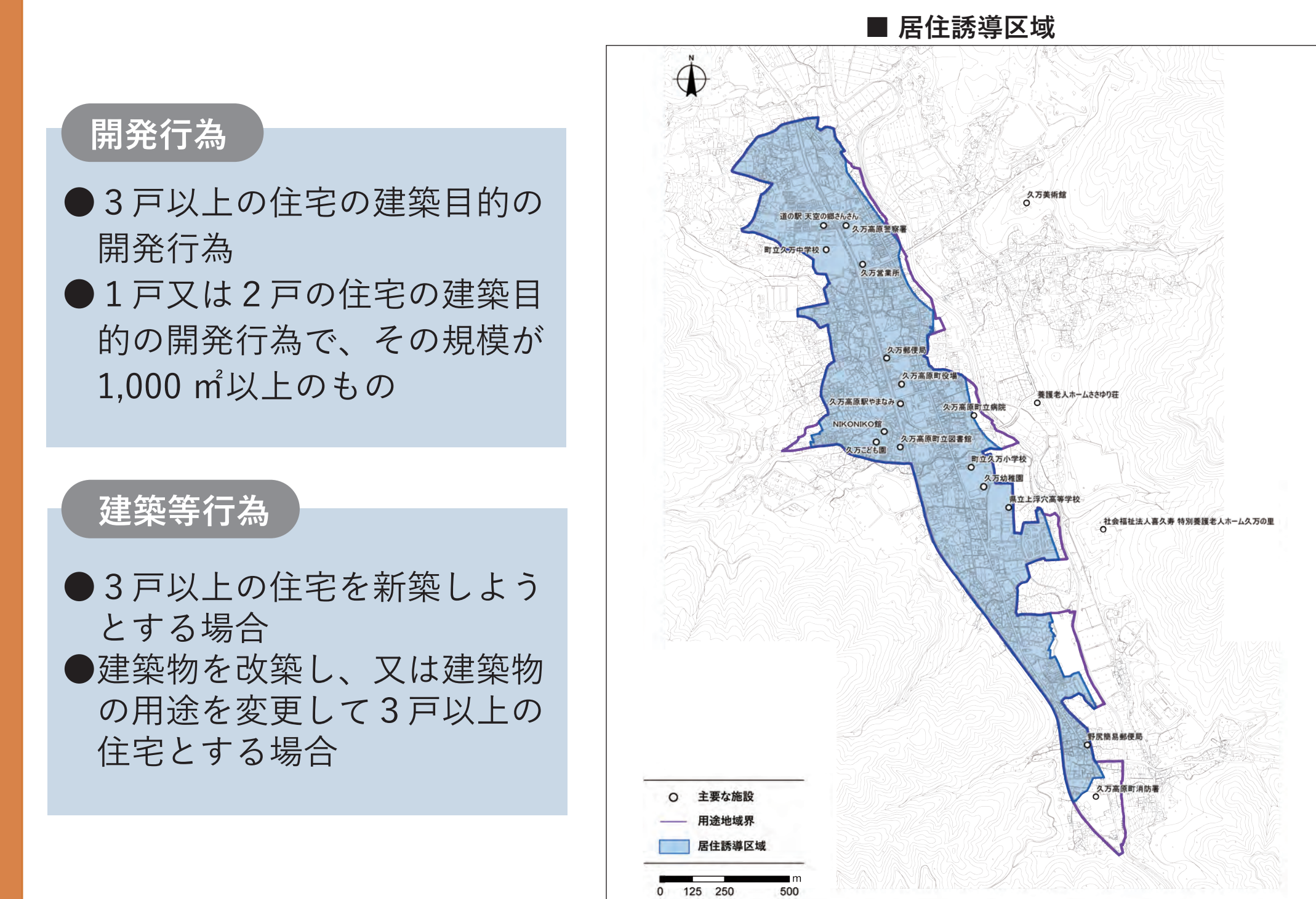
届出が必要となる行為について

01 居住誘導区域外における届出

check!

届出が必要です

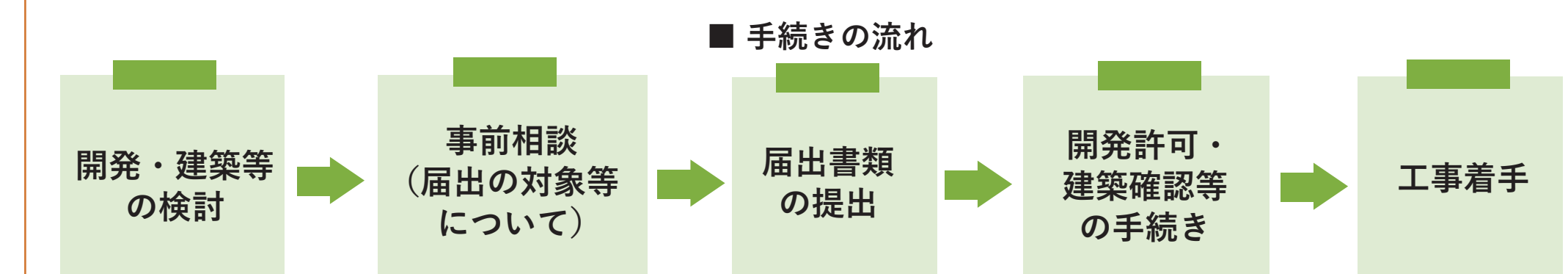
居住誘導区域外において一定の条件に該当する開発行為や建築等行為をしようとする場合



※都市計画区域（立地適正化計画区域）外の場合は届出は不要です。
※届出をしない又は虚偽の届出をして届出対象行為を行った場合は、30万円以下の罰金に科せられる場合があります。

手続きの流れについて

都市再生特別措置法に基づく開発・建築等行為については、**着手の30日前までの届出**が義務付けられます。



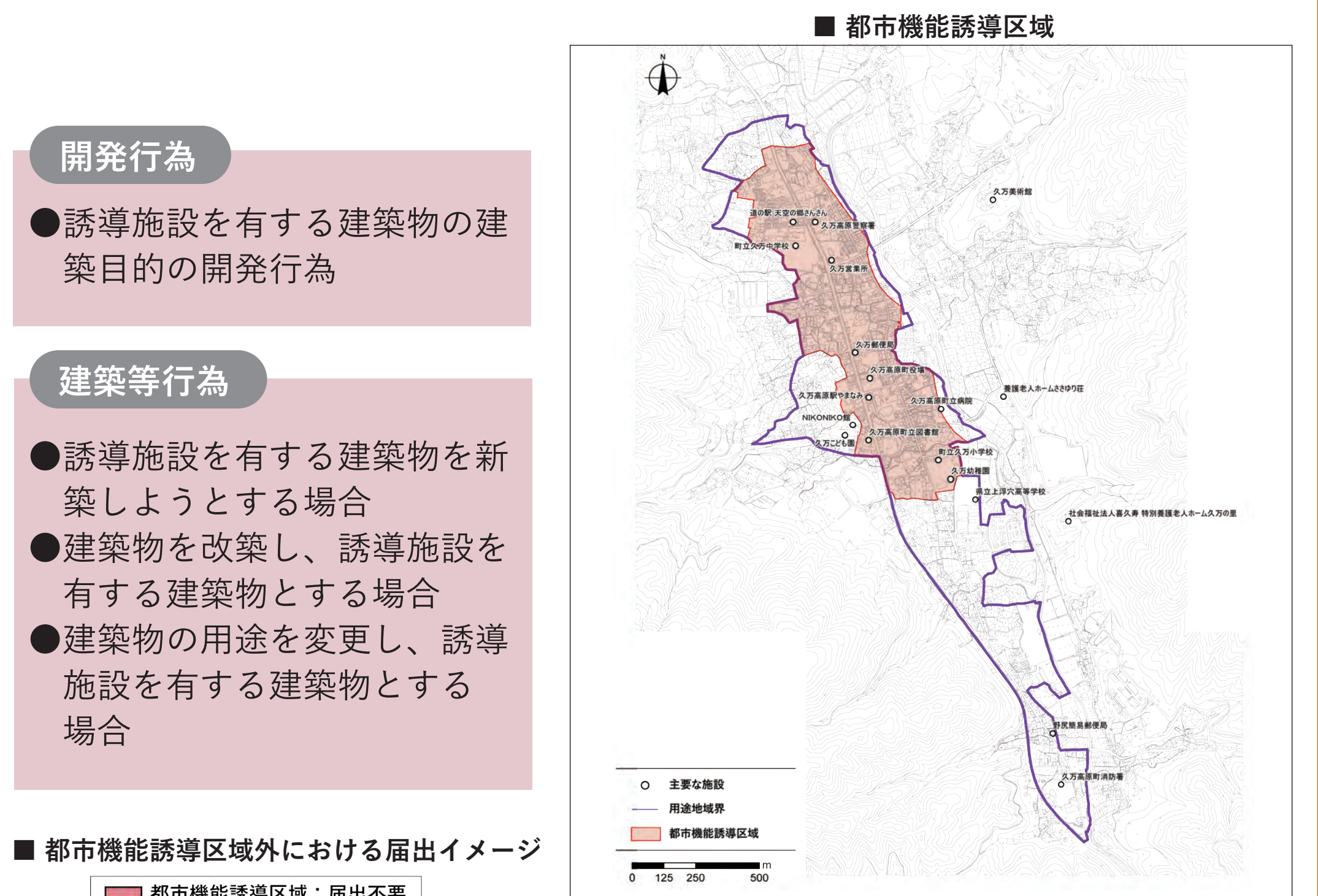
※都市機能誘導区域内の誘導施設を休止・廃止する場合も、**予定日の30日前までに届出**が必要です。
※届出制度は**2022年4月1日から運用開始**します。

02 都市機能誘導区域外における届出

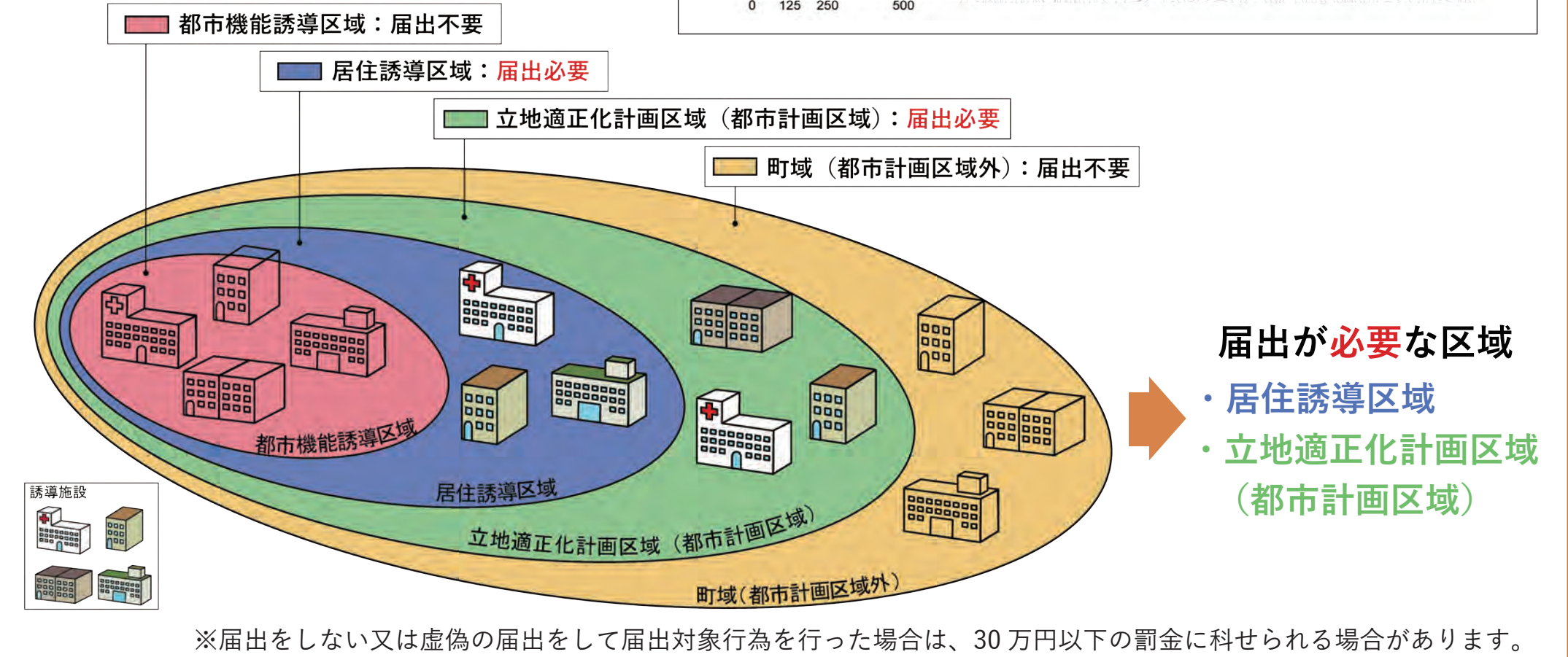
check!

届出が必要です

都市機能誘導区域外において誘導施設の開発行為や建築等行為をしようとする場合



■ 都市機能誘導区域外における届出イメージ



03 都市機能誘導区域内における届出

check!

届出が必要です

都市機能誘導区域内において、誘導施設の休止又は廃止をしようとする場合

誘導施設について

誘導施設は、**都市機能誘導区域に立地を誘導すべき都市機能増進施設**です。久万高原町では以下に示す施設を誘導施設として設定しています。

■ 久万高原町における誘導施設			
機能の種類	誘導施設	機能の種類	誘導施設
行政機能	役場	教育文化機能	図書館
	保健センター	金融機能	銀行、信用金庫、農業協同組合
医療機能	病院	交流機能	観光交流センター、地域交流センター
介護福祉機能	地域包括支援センター 在宅介護支援センター 介護老人保健施設	産業・業務機能	テレワーク拠点施設
	大規模小売店舗 スーパーマーケット (店舗面積1,000㎡以上)	子育て支援機能	保育所 認定こども園 幼稚園 児童園 子育て支援センター

詳細につきましては、**久万高原町役場建設課**までお問い合わせください。(TEL：(0892) -21-1111)